2026 年 10 月 30 日

JTB 及び JTB グループ社員のみなさま

2026 年（令和 8 年）年末調整の保険料控除について

控除の対象となる保険料は、当年 1 月から 12 月までに支払った保険料等の総額となります。ただし、ご加入の保険によって、次のとおり異なる場合がありますので、ご注意ください。

（1）データはすべて保険会社から提供されたものです。そのため、保険種目名や保険名称・保険種類の表示が通常の名称と異なって表示されています。また、社員番号が変更になった方のデータは新旧の社員番号に分かれている可能性があります。

（2） J スクエア家族支援共済制度『ライフサポートプラン』の控除対象となる保険料は**年間掛金から制度運営費を控除し更に配当金を差し引いた金額となります。**
また、配当金が支払保険料より多い場合は、差引保険料がマイナスで表示されますが、「新一般生命保険料」種別に他の保険料がある場合、合算して合計が表示されます。合計の差引保険料がマイナスの場合、控除申告書へ転記する金額は 0 円となります。

（3）J スクエア家族支援共済制度『共済医療保障プラン』には傷害保険（傷害保険は控除対象外）が含まれていますので、毎月の支払保険料とは異なります。毎月の支払保険料より下記の各タイプの金額を差引いた保険料×月数になります。
●A タイプ（入院日額：10,000 円） 前年：690 円 今年：540 円
●B タイプ（入院日額：8,000 円） 前年：550 円 今年：420 円
●C タイプ（入院日額：5,000 円） 前年：350 円 今年：270 円
●D タイプ（入院日額：3,000 円） 前年：210円 今年：160 円
なお、給与引去が 2 ヶ月遅れとなっておりますので、今年 1 年間にお支払いいただいた保険料に合わせ、前年と今年の **2 段表記となっております。**
・前年の 11 月・12 月保険料 ⇒ 今年の 1 月・2 月の給与引去 2 ヶ月分
・今年の 1 月～10 月保険料 ⇒ 今年の 3 月～12 月の給与引去 10 ヶ月分
※≪例≫ **・前年 月額保険料 A タイプの 1,610 円の場合**
（1,610 円－690 円）×2 ヶ月⇒1,840 円 ・・・ 1 段目
・今年 月額保険料 A タイプの 1,240 円の場合
（1,240 円－540 円）×10 ヶ月⇒7,000 円 ・・・ 2 段目

（4） J スクエア家族支援共済制度『長期所得補償プラン』は給与引去が 2 ヶ月遅れとなっておりますので、今年 1 年間にお支払いいただいた保険料に合わせ、前年と今年の **2 段表記となっております。**
・前年の 11 月・12 月保険料 ⇒ 今年の 1 月・2 月の給与引去 2 ヶ月分
・今年の 1 月～10 月保険料 ⇒ 今年の 3 月～12 月の給与引去 10 ヶ月分

(5) J スクエア家族支援共済制度『がん・生活総合補償プラン』の【がん補償】・【介護補償】・【所得補償】は給与引去が 2 ヶ月遅れとなっておりますので、今年 1 年間にお支払いいただいた保険料に合わせ、前年と今年の **2 段表記となっております。**
・前年の 11 月・12 月保険料 ⇒ 今年の 1 月・2 月の給与引去 2 ヶ月分
・今年の 1 月～10 月保険料 ⇒ 今年の 3 月～12 月の給与引去 10 ヶ月分

(6) がん(アメリカンファミリー)・医療(アクサ生命・アメリカンファミリー)保険で、特約が付加されている契約の場合は、一つの契約が「介護医療保険料」と「一般生命保険料(新契約)」に分かれて表示されている場合があります。

(7) 地震保険料は、1 年契約の場合、契約更改前と更改後の 2 段表記となっています。

(8) 地震保険が積立火災保険等に付帯している契約の場合、地震保険料あるいは、旧長期損害保険料のいずれかを基に地震保険料控除の金額を計算します。

(9)損保年金は 2006 年 12 月 31 日までの保険始期で、現在まで払込み変更等をしていない契約が旧長期損害保険料の対象となります。

※お問い合わせ先につきましては HP をご覧ください。

以上